

全日本アンサンブルコンテスト中国大会実施規定

第1条 全日本アンサンブルコンテスト中国大会は各県吹奏楽連盟から推薦されたチームが参加して毎年2月に実施する。

第2条 主管県は、その年毎に中国五県の持ち回りとし、その順は次のとおりとする。

鳥取 — 岡山 — 山口 — 島根 — 広島

第3条 選抜母体となる県吹奏楽連盟は次のとおりとする。

鳥取県吹奏楽連盟

島根県吹奏楽連盟

岡山県吹奏楽連盟

広島県吹奏楽連盟

山口県吹奏楽連盟

第4条 理事会はその年度の実施期日・会場など必要事項を毎年10月に決定する。

(実施部門および人員)

第5条 実施部門を次のとおりとし参加チームは所属する部門に参加する。

①中学校の部 ②高等学校の部 ③大学の部 ④職場・一般の部

第6条 参加チームの編成は3名以上8名までとする。

(参加規定・演奏)

第7条 全日本アンサンブルコンテスト実施規定に従うものとする。

2 演奏曲は県大会で演奏したものとする。

(県代表)

第8条 全日本アンサンブルコンテスト中国大会に各県より推薦するチーム数は次のとおりとする。

① 中学校の部・・・7チーム以内

※ただし、主管県は1チーム増とする。

② 高等学校の部・・・7チーム以内

※ただし、主管県は1チーム増とする。

③ 大学の部・・・2チーム以内

④ 職場・一般の部・・・職場加盟団体から2チーム以内、一般加盟団体から3チーム以内

第9条 各県吹奏楽連盟は全日本アンサンブルコンテスト中国大会開催日の2週間以前に県大会を実施し、各部門の代表チームを理事長・主管県の理事長に報告する。

(審査員)

第10条 審査員の構成と人選については、次のとおりとする。

① 中国5県以外（主たる勤務先として）から5名の審査員を委嘱する。

② 構成は木管・金管・打楽器・作曲の各分野から1名と、その他の分野を含むすべての分野からの計5名とする。

③ 当該年度の総会において、各県から5名を推薦し、常任理事の投票（5名連記）によりその交渉順位を決定する。各県吹奏楽連盟は、当該年度の審査員該当者を県コンテストの審査員としない。

④ その決定に従って理事長が交渉し、委嘱する。

⑤ 同一審査員による連続審査は2年を限度とする。

第11条 審査方法は全日本アンサンブルコンテスト中国大会審査内規による。

第12条 部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(代表チーム)

第13条 全日本アンサンブルコンテストの代表チームはその実施規定に従い、各部門の金賞受賞チームの中から理事長が推薦する。

(共催・後援・協賛)

第14条 全日本アンサンブルコンテスト中国大会の実施に当たって理事長が必要と認めた場合は共催または後援・協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第15条 全日本アンサンブルコンテスト中国大会の実行委員会は主管県でこれを組織する。

第16条 開催上の細目については実行委員会が定める。

第17条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第18条 この規定は昭和61年4月より施行する。

平成 2年 5月12日	一部改定	平成 4年 5月 9日	一部改定
平成 5年 5月 7日	一部改定	平成 7年10月 7日	一部改定
平成15年 5月 9日	一部改定	平成16年 5月14日	一部改定
平成17年 2月 5日	一部改定	平成21年 5月 8日	一部改定
平成21年10月 4日	一部改正	平成22年10月 3日	一部改定
平成26年 5月 9日	一部改定		